

令和5年5月19日
原村長 五味 武雄

指 名 停 止 に つ い て

原村の発注する建設工事等の競争入札に係る指名を下記のとおり停止することとしたのでお知らせします。

記

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名：株式会社水機テクノス

住 所：東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号

2 指名停止の理由

令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止等）を受けた。

このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。
(原村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 別表第2第5号に該当)

3 指名停止の期間

令和5年5月20日から

令和5年6月19日まで（1か月間）